

議第129号

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年11月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。